

世田谷区長 あて

所有者等 建築主

住所

氏名

整備等承諾書

後退用地等の整備に関し、下記の事項について承諾します。

記

- 1 次の後退用地等について一般交通の用に供し、かつ、区長が道路形態に整備すること。
 - (1) 所在地 (住居表示) 世田谷区 丁目 番 号
(地番) 世田谷区 丁目 番
 - (2) 事前協議受付番号
- 2 整備された後退用地等の管理については、建築主等が自ら行うこと。
- 3 整備にあたり、下記に掲げる確認事項を遵守すること。
 - (1) 整備に影響する土地所有者及び権利者に対して、事前に書面等で整備の承諾を取得すること。
 - (2) 整備に必要な測量は自らの責任において行うこと。
 - (3) 後退用地等に工作物や埋設物がある場合、自らの責任において整備前に撤去又は移設をすること。
 - (4) 後退用地等及び狭あい道路内に電柱、標識等がある場合、自らの責任において撤去又は移設をすること。
 - (5) 後退用地等に金属標等の境界標があり、整備により破損して復旧作業が必要となった場合、自らの責任において行うこと。

※氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載が自署以外の場合は、押印が必要です。

